

第 28 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 3 月 28 日（火）午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員（5 人）

会長	1 番	内藤 仁
会長職務代理者	3 番	森山 一郎
委員	2 番	諸橋 清隆
	4 番	佐藤 一也
	5 番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員（5 人）

三輪 均
田中 秀和
五十嵐 信義
遠藤 文男
山田 裕

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

報告第 1 号 農用地利用配分計画（移転）について

報告第 2 号 別段面積の廃止について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	矢島 則幸
事務局主任	関本 浩揮
事務局主任	和田 拓也

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 28 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議長 それでは、3 番 森山委員、5 番 岡田委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の関本主任を指名いたします。

議長 3 番の諸般の報告をさせていただきます。

・上・中越地区農業委員会会長情報交換会

期 日：令和 5 年 3 月 15 日 (水)

会 場：津南町

出席者：内藤会長

・一般社団法人新潟県農業会議第 133 回通常総会

期 日：令和 5 年 3 月 22 日 (水)

会 場：新潟市

出席者：内藤会長

議長 それでは議事に入ります。議案第 1 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、事務局より説明願います。

事務局 議案第 1 号について説明します。議案書資料は別紙をご覧ください。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 本件は、平成 30 年 3 月 22 日策定した出雲崎町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、令和 5 年 4 月 1 日から施行される改正農業委員会法により、内容を修正する必要があることから、この度、議案として上程いたしました。

内容としては、法改正に伴う文言修正が主ではありますが、地域計画や最適化活動についての記載も追加されております。

事務局 なお、令和5年7月20日からの新体制移行後、指針の見直しを行う必要がありますが、4月1日施行の改正基盤強化法により、新潟県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」が修正されますので、その内容を受けて見直しを行うこととなります。またその際は総会にてお諮りいたします。

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。議案書1ページをご覧ください。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

申請地は譲受人により、耕作及び維持管理等がされてきた場所で、このたび利用権設定期間の満了を迎えるにあたり双方で話し合いを行い、譲受人が取得する運びとなりました。

譲受人は、地域の中心経営体として長年農業を営んでおります。農地法第3条の許可要件(判断基準)として、面積要件についての基準を満たしているほか、申請書類及び聞取り等から全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について、満たしており、本案件は判断基準からみて許可相当と思われます。

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号について説明します。議案書2ページをご覧ください。

事 務 局 【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 申請内容としては、譲渡人が所有する宅地及び住宅の一体として売買に出されている申請地を、譲受人が一括して購入することになったことから、申請に至りました。

現地は休耕状態であり、判断基準から見た当該地番は海岸地域の農用地区域外であり、第2種農地の中の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。転用による隣接農地への影響も無いと考えられることから、許可相当に認められると思われれます。

説明は以上です。

議 長 本案件につきまして、担当地区の委員は現地の状況等を補足説明がありましたら説明をお願いします。

佐藤委員 現地は議事資料の写真のとおりですが、草は刈ってあり維持管理はされているようですが、現地は排水が悪いように見え、畑地には向いていないように考えられますので、宅地に転用して管理してもらえらるならそちらの方がよいと判断できます。以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

3 番 4月から下限面積が廃止されることから、農地として取得することも考えられると思うが、そちらは検討されたのか。

事務局 あくまで宅地利用ということで作付けをしたとしても家庭菜園程度ということでした。農地として取得してもその後に庭敷地として利用していれば違反転用となりますし、管理がされなくなれば遊休農地となる恐れもあることから、転用を行い適正に管理された方がよいと考えます。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第3号は原案のとおり許可いたします。

議長 続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局 議案第4号について説明します。議案書の4ページをご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、23件の申請がありました。(うち中間管理事業による設定が2件)

なお、申出書の内容を確認した結果、受け手となる農業者につきましては全員、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている農業者と考えられます。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第4号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第 4 号について許可決定します。

事 務 局 続きまして報告第 1 号 農用地利用配分計画（移転）について、事務局より説明願います。

事 務 局 【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 報告第 1 号について説明します。議案書の 31 ページをご覧ください。
本件は、昨年、経営主である〇〇氏が亡くなり、一旦は息子である〇〇氏に耕作者を設定したのですが、その後家族での話し合いの結果、〇〇氏（息子の母）に設定し直すことになったとのことです。
以上で説明を終わります。

事 務 局 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 特にないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

議 長 続きまして報告第 2 号 別段面積の廃止について、事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 2 号別段面積の廃止についてご説明します。議案書資料は別紙をご覧ください。

事 務 局 本件は、令和 5 年 4 月 1 日から施行される改正農地法により、令和 5 年 3 月 31 日をもって農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定にある下限面積が廃止となります。このため、資料の 2 ページにあるように、下限面積を別段面積として設定している市町村は、3 月末までに廃止手続きをする必要があることから、過去に出雲崎町農業委員会が農地法施行規則（昭和 27 年農林省第 79 号）第 17 条の基準に従い告示した別段面積について廃止の告示をしたものです。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 特にないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件

について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第 28 回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

令和 5 年 3 月 28 日

議長 ⑩

議事録署名委員
3 番 ⑩

議事録署名委員
5 番 ⑩